

# 1 令和8年度市町村職員研修方針等

## (1) 研修方針

令和8年度においては、「自治研修センター研修基本方針」のもと、下記の事項を重点に、引き続き変化する社会経済情勢に対応し、自立的で持続可能な自治体運営に求められる資質や能力を備えた人材の育成を図ることとする。

なお、近年の社会人経験者採用増加への対応や、多様化、複雑化するハラスメントへの適切な対応を図る必要があること等から、より効果的な研修に見直すこととする。

### (重点事項)

- ① 公務員への信頼の確保が、住民の協力を引き出しながら行政を円滑に進めていくために不可欠であることを認識し、公務員としての高い倫理観と責任感を備え持つ職員を育成する。
- ② 新たな行政課題にも対応した幅広い専門的知識や技能を習得させるとともに、職務遂行に必要とされる基本的態度及び判断力、問題解決能力を養成する。
- ③ 社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応した施策を効果的かつ効率的に展開していくため、政策形成能力、政策執行能力などの向上を図る。  
また、住民協働などの視点からの政策形成能力も引き続き育成する。
- ④ 厳しい財政状況の中でコスト意識を持ちながら、住民ニーズに応えた行政を積極的に推進していくため、行政の担い手としての意識改革と経営感覚の醸成を図る。

## (2) 研修体系

研修は、「一般研修（階層別研修）」、「特別研修」、「市町村研修支援事業」の3つの体系により実施する。

### ① 一般研修（階層別研修）

一般研修では、各階層の職員に必要とされる能力に的を絞った研修科目を設定する。

また、研修効果を高めるため、同じ年代や同じ職階級の職員が一緒に学ぶことで新たな気づきや刺激を得られるよう研修科目に演習形式などを引き続き取り入れて行う。

## ② 特別研修

特別研修では、自ら進んで能力開発が行えるように多種多様な研修講座を企画し、選択の幅を広げて参加しやすくすることで職員の資質向上や能力開発に努める。

## ③ 市町村研修支援事業

### ア 人権啓発研修支援事業

市町村が、職員を対象とした人権啓発研修を計画的に実施できるよう講師派遣旅費を全額負担する。

### イ 窓口サービスステップアップ研修支援事業

市町村が職場単位で改善策を検討し実践する「窓口サービスステップアップ研修」の実施を推進し、もって県内市町村職員の接遇能力や管理監督者の指導能力の向上、さらには職場研修による能力育成の風土の醸成を図るため、当該研修に係る講師費用（報償費及び旅費）の一部を助成する。

### ウ 離島研修支援事業

離島地区（奄美大島本土は除く）の市町村が複数の市町村と共同で実施した職員の資質の向上を図ることを目的とした対象研修に対して、研修委託料や講師謝金、講師旅費の一部を助成する。

## 2 前年度からの主な変更点

### (1) 一般研修

#### ① 改訂

##### ア 新規採用職員研修（前期）

##### 【受講対象者の変更】

- ・ 「社会人経験者」枠を新設し、「新卒者」と「社会人経験者」に分けて実施する。
- ・ 社会人経験者は「社会人経験3年以上」を想定として企画する。どちらで申し込むかは各自治体の判断とする。

##### 【日程の変更】

（県）3泊4日（市町村）2泊3日

→（新卒者）3泊4日（社会人経験者）2泊3日

##### 【講座の変更】

（県）13講座（市町村）6講座

→（新卒者）9講座（社会人経験者）9講座

- ・ 後期講座「地方自治制度」、「法令の読み方」、「メンタルヘルス」を前期で実施する。
- ・ 県単独講座「行政DX」、「予算の編成及び執行」、「文書事務と文書管理」、「県のすがた」、「サービス・勤務条件」、「人事評価」、「給料及び諸手当」は、

県が引き上げて県独自で実施する。

イ 新規採用職員研修（後期）

【受講対象者の変更】

- ・ 「社会人経験者」枠を新設し、「新卒者」と「社会人経験者」に分けて実施する。
- ・ 社会人経験者は「社会人経験3年以上」を想定として企画する。どちらで申し込むかは各自治体の判断とする。

【日程の変更】

（県）4泊5日 （市町村）3泊4日  
→（新卒者）2泊3日（社会人経験者）1泊2日

【講座の変更】

（県）15講座 （市町村）11講座  
→（新卒者）8講座（社会人経験者）6講座

- ・ 県単独講座「県政の重要課題」「地球温暖化問題」「国際交流と多文化生」「危機管理防災対策」については、県が引き上げて県独自で実施する。

ウ 主査研修

【組数の変更】

センター会場：5組→10組（5組増）

エ 新任係長研修

【組数の変更】

センター会場：8組→7組（1組減）

オ 技能労務職員研修

【日程の変更】

1泊2日→1日

【講座の変更】

5講座→3講座

② 廃止

ア 職種転換職員研修

- ※ 県は「一般職員研修」、市町村は「一般職員基礎研修」の受講対象者とする。

(2) 特別研修

① 講座の新設（統合）

ア クレーム対応（統合）

- ・ 「身につけたい接遇実践」と「クレーム対応」を統合し、新設する。

イ カスタマーハラスメント対応（新設・総合）

- ・ 「ハードクレーム対応」と「カスタマーハラスメント対応（新設）」を統合し、新設する。

② 研修方法の変更

ア DX推進

- ・ 対面（集合）研修→オンライン研修

③ 定員・組数の変更

受講実績等に応じて組数、定員を変更する。

ア 簿記の基本

- ・ 3組120人→4組160人（1組、40人増）
- イ 簿記の応用
  - ・ 3組90人→2組60人（1組、30人減）
- ウ モチベーションマネジメント
  - ・ 3組126人→2組108人（1組、18人減）

**④ 対象者の変更**

- ア 女性キャリアデザイン（市町村単独）
  - ・ 「主査以上の職員」→「受講を希望する職員」
- イ キャリアデザイン
  - ・ 「採用後7年以上の職員（原則30歳以上）」→「採用後3年以上の職員」
- ウ 女性キャリアサポート研修（県単独）
  - ・ 「50歳以下かつ課長補佐級以下の女性職員」→「女性職員」

**⑤ 講座名の変更**

- ア 「人事評価スキルアップ研修」→「新任評価者スキルアップ研修」